

山地災害防止キャンペーン！ 次世代につながる防災治山事業



令和7年8月の大雨による土砂流出被害（熊本県八代市）



令和7年6月の大雨による山腹崩壊被害（新潟県東蒲原郡阿賀町）

我が国では、毎年約1,100箇所もの山地災害が発生し、各地に大きな被害をもたらしています。
林野庁では毎年、山地災害の起こりやすい梅雨期に備え、国民の皆さまに山地災害防止に対する理解と関心を深めていただくため、「山地災害防止キャンペーン」を実施しています。



山地災害の多い日本

日本の国土は険しい山が続く複雑な地形をしており、河川においては川幅が狭く、急流が多いという特徴があります。また、大陸プレートと海洋プレートの境界に位置しており、地震や火山活動も活発であり、山崩れや土石流、地すべりなどの山地災害の危険を常に抱えています。

さらに、近年では乾燥少雨による大規模な林野火災が春先を中心に発生している一方で、局地的な集中豪雨の発生が頻発し、各地で記録的短時間大雨情報が発表されるケースがみられます。令和7年8月の大雨では、秋田県由利本荘市において最大時間降水量117.5mm（最大24時間降水量193.0mm）、熊本県下益城郡美里町において最大時間降水量143.0mm（最大24時間降水量541.0mm）を記録し、激甚な山地災害が発生しました。下の図は、5年を一区切りにした山地災害の被害額100億円以上の都道府県の分布を示したものです。直近の5年間では、これまで比較的災害が少なかった東北の日本海側や北陸地方でも大きな被害が確認されており、同様に各地において、記録的な大雨により激甚な災害が発生することが懸念されます。

山地災害の被害額100億円以上の都道府県

H23～27

紀伊半島大水害 (H23)
新潟・福島水害 (H23)
広島土砂災害 (H26)

H28～R2

九州北部豪雨 (H29)
西日本豪雨 (H30)
東日本台風 (R元)

R3～R7

秋田・山形豪雨 (R6等)
奥能登豪雨 (R6)
熊本・鹿児島豪雨 (R7)

こうした山地災害から自らの生命と財産を守るため、日頃から防災への理解と関心を深めるとともに、災害に対する備えをしておくことが重要です。



出典：(一社) 日本治山治水協会
編集：(一社) 全国林業改良普及協会

注意を促すパンフレット 出典：(一社) 日本治山治水協会、編集：(一社) 全国林業改良普及協会

このため林野庁では、令和7年度山地災害防止標語コンクールにおいて最優秀賞となった「次世代に つながる防災 治山事業」を標語として掲げ、「山地災害防止キャンペーン」を5月20日(水)〜6月30日(火)に実施し、各都道府県・市町村と連携して、各地において山地災害の未然防止や少しでも被害を軽減させるための活動に取り組んでいます。

主な活動内容

本格的な大雨シーズンを前に、治山施設の点検などを行うとともに、地域の方々にお住まいの近くの裏山等に関心を持っていただくために、近隣の危険な箇所を示したマップや危険な予兆の見極め方をまとめたチラシなどの配布・掲示、小学校などを対象とした防災教室の開催、治山事業(注1)の重要性を知っていただくための現地見学会などを行っています。

また、保安林(注2)制度の周知や保安林の巡視などの活動を通じて保安林の土砂災害防止機能が発揮されるよう適切な管理にも取り組んでいます。

まずは危険な場所、避難場所などを確認すること

山地災害による被害を未然に防止するためには、身近にある山崩れや土石流、地すべりなどの起きやすい危険な場所や、台風や大雨の際の最寄りの避難場所を日頃から知っておくことが重要です。

都道府県などでは、山地災害が発生するおそれのある場所を「山地災害危険地区」とし、適宜再点検を行い現地の状況を把握するとともに、日頃から治山施設の点検などの山地防災パトロールを実施しています。これらの情報は、避難場所などの防災情報とともにウェブサイトや防災マップに掲載していますので、地域の皆さんの防災活動や避難に役立てていただきたいと思います。

「山地災害防止キャンペーン」を通じて、これらの情報をより多くの方に伝えていくとともに、災害発生時の警戒避難体制を整備し、地域の皆さまと連携した防災・減災に取り組むこととしておりますのでご理解・ご協力をお願いします。

キャンペーンの取組事例



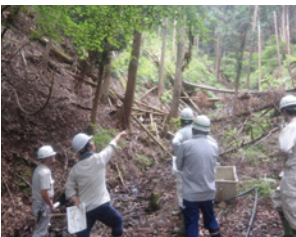
ポスター掲示による注意喚起



高校生を対象とした現地見学会



山地防災ヘルパー等を対象とした研修会



山地防災パトロールの実施



職員派遣による災害復旧に関する技術的支援

注1… 治山事業とは、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る上で必要不可欠な事業です。

注2… 保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。